補助標識

種類	番号	表示する意味	車両の種類 (503－A)	(503－B)	(503－C)	(503－D)
［略］						
補助標識が附置される本標識						
規制標識 指示標識		本標識が表示する交通の規制の対象となる車両を特定するため必要な事項を示すこと。				
規制標識 指示標識		標示板の記号によつて表示される車両が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。				
規制標識 指示標識		普通乗用自動車以外の普通自動車、準中型乗用自動車以外の準中型自動車及び中型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）であつてその最大積載量が標示板に表示される重量の以上のもの、特定中型自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車並びに大型特殊自動車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。				
規制標識 指示標識		規制標識のうち、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「指定方向外進行禁止」及び「特定の種類の車両の通行区分」を表示するもの				
補助標識		規制標識のうち、「時間制限駐車区間」を表示するもの				
		指示標識のうち、「高齢運転者等標章自動車駐車可」及び「高齢運転者等標章自動車停車可」を表示するもの				
		高齢運転者等標章自動車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となることを示すこと。				
［略］						

備考

［一・二　略］

別表第二（第三条関係）

案内標識

［略］

警戒標識

［略］

規制標識

［略］

補助標識

種類	番号	表示する意味	車両の種類 (503－A)	(503－B)	(503－C)	(503－D)
［同上］						
補助標識が附置される本標識						
規制標識 指示標識		本標識が表示する交通の規制の対象となる車両を特定するため必要な事項を示すこと。				
規制標識 指示標識		標示板の記号によつて表示される車両が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。				
規制標識 指示標識		普通乗用自動車以外の普通自動車及び中型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）であつてその最大積載量が標示板に表示される重量以上のもの、特定中型自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車並びに大型特殊自動車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。				
規制標識 指示標識		規制標識のうち、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「指定方向外進行禁止」及び「特定の種類の車両の通行区分」を表示するもの				
補助標識		規制標識のうち、「時間制限駐車区間」を表示するもの				
		指示標識のうち、「高齢運転者等標章自動車駐車可」及び「高齢運転者等標章自動車停車可」を表示するもの				
		高齢運転者等標章自動車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となることを示すこと。				
［同上］						

備考

［一・二　同上］

別表第二（第三条関係）

案内標識

［同上］

警戒標識

［同上］

規制標識

［同上］